

庁議付議事案書

開催・令和3年7月21日

所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	区分	○ 1 審議事項	
関係規則				2 報告事項
事項	部課機関			
1. 要旨				
(1) 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、条例の一部改正を行うものである。				
(2) 改正内容				
ア 利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直し				
①障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的な対応を認めることとする。				
②利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応を原則として認めることとする。				
※上記と併せ、国家戦略特別区域に関する改正や用語の整理等があるが、東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、対象となる条項はないため、対応は不要である。				
(3) 施行日				
公布の日				
(4) 影響及び効果				
利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る規定について、国の基準と整合性を保つことができる。				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
文書課において審査済み				
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等)				
令和3年第3回市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。